静岡県駿東郡清水町長沢字南久保田地内のNo.６鉄塔から同町長沢字上台地内のNo.７鉄塔までの亘長253ｍの区間を申請起業地とする事業である。

本件事業は、法第３条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業の起業者である東京電力株式会社は、電気事業法第３条第１項の許可を受けた一般電気事業者であり、同法第18条に定められた電気供給義務を負っている。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本件事業は、66kVの特別高圧送電線で電力を供給している大仁線及び広小路線の既存送電線を保全する事業である。

大仁線は、田方変電所（静岡県伊豆の国市田京字池ノ平地内）を電源とし、沼津市の一部、三島市、伊豆の国市及び田方郡函南町地域並びに特別高圧需要者２軒へ電力を供給している。

広小路線は、駿東変電所（静岡県沼津市大岡字子ノ神地内）を電源とし、三島市の一部、駿東郡清水町及び同郡長泉町地域並びに特別高圧需要者５軒へ電力を供給している。

なお、大仁線は、田方変電所で電源事故が発生した場合には、沼津変電所から接続する駿東変電所を電源として電力供給を行うことができる。

大仁線及び広小路線を撤去することとなれば、駿東変電所のみを電源とする広小路線の供給地域への電力供給が不可能になるとともに、大仁線の供給地域においても、田方変電所側で事故が発生した場合、駿東変電所を電源とすることができなくなり、電力供給が不可能となる。

本件事業の施行により、大仁線及び広小路線の供給エリアに対して引き続き安定した電力供給をすることができることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、大仁線及び広小路線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設のための工事等は行われない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で電磁界及び送電線により発生する風音について調査を実施しており、その結果によると、環境に及ぼす影響はないと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、既存の送電線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設が必要となる事業ではない。

本件事業が果たしている電力の円滑な供給を確保するための手法として本件事業のルートについては、既存ルート案（以下「申請案」という）のほか、本送電線を北側へ移設するルート案及び本送電線を南側へ移設するルート案の３案で検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、他の２案とも鉄塔を新設するための工事等が新たに必要となること、また、送電線の停止が必要となることから、極めて不経済であり適切な手法とはいえない。

よって、地域の自然環境に与える影響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に判断すると、本件区間の施設をそのまま使用する本件事業のルートが最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、大仁線及び広小路線は、供給エリアへの安定した電力供給を継続して行うために必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があることから、本件事業の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は起業者が所有する鉄塔敷地を除き、全て送電線下地であり、これを使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　静岡県駿東郡清水町役場

○四国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月三十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月三十日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　四国横断自動車道愛南大洲線

道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長
愛媛県北宇和郡鬼北町大字奥川字和田山甲一番一地先から同町大字奥川字和田山甲一番一地先まで	前	最大 一二二メートル　最小 六三・八〇メートル	０・キロメートル　０・〇〇八
	後	最大 一二二・〇〇　最小 五二・〇〇	０・〇〇八

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月三十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月三十日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四国横断自動車道愛南大洲線	愛媛県北宇和郡鬼北町大字奥川字和田山甲一番一地先から同町大字奥川字和田山甲一番一地先まで 同町大字奥川字和田山甲一番三	四国地方整備局道路事務所及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月三十日

○四国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月三十日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号